

一般社団法人 福井県銀行協会 定款

改正認可日	認可番号
昭和 59 年 3 月 22 日（協会設立許可日）	北陸財金第 422 号
昭和 62 年 9 月 21 日	北陸財金第 241 号
平成 10 年 4 月 1 日	北陸財金第 387 号
平成 13 年 4 月 4 日	北陸財金 1 第 1 号
平成 15 年 4 月 1 日	北陸財金 1 第 887 号
平成 18 年 4 月 13 日	北陸財金 1 第 20 号
平成 24 年 4 月 1 日（一般社団法人移行に伴う改定）	
令和 5 年 4 月 1 日（福井手形交換所の事業終了に伴う改定）	

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	事 業	1
第 3 章	社 員	2
第 4 章	機 関	4
第 5 章	資 産 及 び 会 計	10
第 6 章	定 款 の 変 更	12
第 7 章	解 散	12
第 8 章	公 告 の 方 法	12
第 9 章	事 務 局	12
第 10 章	雑 則	13
	附 則	13

一般社団法人 福井県銀行協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 福井県銀行協会（以下「本協会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 務 所)

第3条 本協会は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本協会は、第2条の目的を達成するため、福井県内において下記の事業を行う。

1. 銀行の営業及び業務全般に関する社員、関係官庁その他との連絡提携。
2. 金融及び経済に関する調査並びに研究。
3. 関係官庁その他に対する建議及び答申。
4. 金融業者相互の親交を図り、その連絡を密にするための提携。
5. 銀行職員の研修及び厚生に関する事項。
6. 相談所の設置、運営。
7. その他、本協会の目的を達成するため、必要と認めた事業。

第3章 社 員

(社員の資格)

第5条 社員になることのできる者は、福井県に本店又は支店を有する銀行に限る。

(入 会)

第6条 社員になることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出し、総会の承認を受けなければならない。

(加 入 金)

第7条 新たに本協会の社員になる者は、第36条に規定する加入金を納付しなければならない。

(登 録)

第8条 1. 前条の承認を受けた銀行が、加入金を完納したとき、会長は申込書に記載した事項を社員名簿に登録して、これを全社員に通知しなければならない。

2. 社員としての資格は、前項の登録により取得する。

(登録事項の変更)

第9条 1. 社員が社員名簿に登録された事項に、変更を生じたときは、1週間以内に書面で本協会に通知しなければならない。

2. 前項の通知を受けたとき、会長は社員名簿に変更の登録をし、これを全社員に通知しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 社員である資格は、下記各号の一に該当したとき喪失する。

1. 退会を申し出て、総会の承認を受けたとき。
2. 第5条に規定する資格を喪失したとき。
3. 整理のため休業をしたとき、又は破産手続開始決定を受けたとき。
4. 解散又は合併により消滅したとき。
5. 除名されたとき。

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

1. 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行。
2. 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行。
3. 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第 2 号又は第 4 号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行。
4. 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第 2 号又は第 4 号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行。
5. その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行。

(任意退会)

第 12 条 1. 本協会を退会しようとする社員は、書面で申し出て、総会の承認を受けなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、任意にいつでも退会することができる。

2. 前項の退会という語句をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の退社とする。

(除 名)

第 13 条 1. 社員が下記各号の一に該当したときは、総会の決議により除名することができる。

(1) 社員としての義務を怠ったとき。

(2) 本協会の名誉を毀損する行為、又は銀行法その他金融関係法令に違反する行為があったとき。

(3) 営業状態が危険であると認められる事実があったとき。

2. 前項の決議をしようとするときは、あらかじめ当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

(資格喪失の通知)

第 14 条 社員としての資格を喪失した者があるときは、会長は社員名簿に、その事由及び年月日を記入すると共に、資格喪失者及び社員に通知しなければならない。

(権利、義務)

第 15 条 1. 社員は、本協会の事業活動につきその便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

2. 社員としての資格を失ったときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第 4 章 機 関

(総 会)

第 16 条 1. 総会はすべての社員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

3. 総会は定時総会及び臨時総会とする。

4. 定時総会は事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する決算総会とする。

5. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

6. 社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の招集手続き)

- 第 17 条 1. 会長は総会を招集しようとするときは、会日の 1 週間前までに会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、各社員に通知しなければならない。但し、緊急の場合は、社員全員の同意を得て、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、その旨を書面をもって通知するとともに、会日の 2 週間前までにその通知を発しなければならない。

(社員の議決権)

- 第 18 条 1. 各社員は 1 個の議決権を有する。
2. 総会に出席しない社員は、前条の規定により、あらかじめ通知のあった事項について、書面で議決をし又は他の出席社員に、その権限の行使を委任することができる。この場合、書面で議決した社員又は委任した社員は、総会に出席したものとみなす。
3. 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。また、権限の行使を委任する場合は、委任状を本協会に提出するものとする。

(総会の議長)

- 第 19 条 総会の議長は会長が、これにあたる。但し、会長に事故あるときは、副会長がこれに代わる。会長、副会長ともに事故あるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(総会の議事)

- 第 20 条 1. 総会は全社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全社員の半数以上であって、全社員の議決権の4分の3以上に当たる多数でもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

3. 前2項の規定にかかわらず、一般法人法第58条の要件を満たしたときは、総会の決議があったものとみなす。

4. 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(総会の決議事項)

第21条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 社員の新規加入・退会・除名
- (5) 外部役員の報酬
- (6) 事業計画、収支予算及び決算
- (7) 加入金及び経費分担金の算出基準及び納付方法
- (8) 理事会において、総会に付議すべきこととして決議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び総会に出席したもののの中から議長が指名した議事録署名人2名以上が署名

又は記名押印し、事務所に備え置き、社員より要求のあった場合は閲覧させなければならない。

(役員)

第 23 条 本協会に理事 3 名以上 6 名以内、監事 2 名以上 4 名以内を置く。

(役員を選任)

第 24 条 1. 理事及び監事は社員の役職員の中から総会において、これを選任する。但し、理事 1 名及び監事 1 名は社員の役職員以外から選任することができる。

2. 理事のうち 1 名を会長とする。また、必要に応じて 1 名を副会長とすることができる。

3. 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

4. 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務及び権限)

第 25 条 1. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐する。

3. 理事は理事会を組織し、総会の決議に従い、本協会の運営を協議執行する。

4. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5. 会長は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 26 条 1. 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。但し、再選は妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再選は妨げない。

3. 役員に欠員を生じたときは、臨時総会を招集して、補欠選任を行う。

4. 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5. 役員は第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 本協会の役員として、ふさわしくない行為があった場合、又は社員として第13条第1項、各号の一に該当する事実があったときは、総会の決議によりその役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。但し、外部理事及び外部監事については、総会の決議によって定める。

(責任免除)

第29条 1. 本協会は、役員の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、一般法人法第114条第1項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 本協会は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。但し、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(理事会)

第30条 1. 本協会に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成し、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会に付議する事項の決定
- (5) その他この定款に別に定める職務

3. 理事会は会長が招集する。また、その他の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、これを開催する。

4. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長に事故あるときは、副会長がこれに代わる。会長、副会長ともに事故あるときは、当該理事会において議長を選出する。

(理事会の招集手続き)

- 第 31 条 1. 理事会の招集は会日の 3 日前までに会議の目的である事項等を示して通知する。但し、緊急の場合はこの限りではない。
2. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議事)

- 第 32 条 1. 理事会の決議は、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第 33 条 1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印し、事務所に備え置かなければならない。
2. 会長に事故あるときは、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 加入金及び経費分担金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本協会の資産は会長が、これを管理する。

(加入金及び経費分担金)

- 第36条 1. 社員は、この定款の定めるところにより加入金及び経費分担金（以下「経費分担金等」という）を負担する義務を負う。
2. 本協会の経費分担金等の算出基準及び納付方法は総会において定める。
3. 社員は、既納の経費分担金等の返還を請求することはできない。
4. 臨時に経費分担金を徴収するときは、当該分担金額、納期及び方法等について総会の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 1. 本協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。
2. 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告及び収支決算)

第 38 条 1. 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 7 号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 業務報告書（これを一般法人法上の事業報告とする）
- (2) 業務報告書の附属明細書
- (3) 収支計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2. 貸借対照表については、総会終了後遅滞なく、第 45 条により公告しなければならない。

(事業年度)

第 39 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の処分)

第 40 条 1. 本協会の各事業年度において生じた剰余金は、翌事業年度へ繰越し、翌事業年度の収入とする。

2. 本協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

(会計規則)

第 41 条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議で変更することができる。

第7章 解 散

(解散)

第43条 本協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第44条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 1. 本協会の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は福井県において発行する福井新聞に掲載する方法による。

第9章 事 務 局

(事務局)

第46条 1. 本協会の事務を処理するため事務局を置く。
2. 事務局には事務局長のほか、職員若干名を置き、会長がこれを任免する。
3. 事務局長は事務局を統率する。

(資料の備置)

第47条 1. 事務所には、次の資料を常に備え置くものとする。
定款、役員名簿、社員名簿、業務報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書、監査報告、その他必要な資料。

2. 前項に掲げる資料の備置期間・開示・閲覧にあたって必要な事項は別に定める。

第 10 章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第 48 条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本協会の最初の代表理事（会長）は伊東忠昭とする。
3. 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以 上